

はじめに

IFSC ルールとは

クライミング競技のルールは、国際競技団体である IFSC（国際スポーツクライミング連盟 International Federation of Sport Climbing）が、その公認する国際大会のために定めたものがスタンダードです。これは以下にダウンロード・リンクがあります。

<http://www.ifsc-climbing.org/index.php/world-competition/event-regulation>

IFSC から出ている審判関係の資料としては、この他に Judging Manual という文書があり、ルールのより深い理解にはこの文書も参照すべきです。ダウンロード・リンクは以下にあります。

<http://www.ifsc-climbing.org/index.php/world-competition/official-resources>

IFSC は、かつて UIAA（国際山岳連盟）の一部門としてクライミング競技を担当していた ICC（国際競技クライミング評議会 International Council of Competition Climbing）が UIAA から独立したものです。ちなみにこの 2 つの組織の関係は複雑で、両者の間にはその約 20 年の歴史を通じて様々な軋轢と政治的な駆け引きがあったようです。

さて IFSC=旧 ICC が UIAA の一部門であった頃、このルールは UIAA ルールと通称されていましたが、現在は IFSC ルールと言うのが普通です。IFSC=旧 ICC は毎年ルールの改定を行っていましたが、2008 年に隔年の改定となり、その次の 2010 年の改定で 4 年サイクルの改定が謳われるようになりました。

それでもルールが標準化される以前から数えても 30 年にも満たない歴史の浅い競技ですから、ルールが安定するにはまだ何年もかかるでしょうし、年ごとにマイナーな変更が必要になります。そうした変更については追補 (amendment) として IFSC のウェブサイト公開されることとされました。

ところが本来は追補で処理されるべき 2011 年、そして続けて 2012 年にも大きな改定がおこなわれます。この年の改訂は、古くからの念願であったオリンピックへ採用に向けての対応——オリンピックへの採用に有利になるようなルールに変更していくためのものです。2012 年の最も大きな変更はスピード種目でおこなわれましたが、これによってスピードは全く新しい種目として生まれかわったと言っても過言ではないかもしれません。

そして 2016 年以降は 2020 に向けて、細かな文言の厳密化などオリンピック対応が一層進んでいます。

IFSC ルールの国内大会への適用

この IFSC ルールは先に述べたように、国際大会のためのルールです。したがって国際大会のみに関した内容も含まれていますが、競技の根幹をなす部分は、例えどのように小さな大会であってもこのルールに準拠すべきです。要するに、草野球もワールドベースボールクラシックも基本的には同じルールに従っているのと同じことです。

かつて国体山岳競技では「登攀競技」の名称でスピード競技を実施していましたが、その最大の問題点は、日本独自の競技を作り出そうとしたことにあります。出発点に旧ソ連のドンバイ式ペア競技を持ちながら、その本家との関係も断ち切ったままルールや形式をいじり回して奇形な競技にしてしまった——そのため様々な矛盾が生じ、その末期には競技としては自壊状態だったわけです。スピード競技は'90 年代には、旧ソ連の個人競技をベースに再編され、UIAA の国際競技の中に組み込まれていたわけですから、その段階で国体登攀競技も国際大会のルールを取り込んで再編成することは不可能ではなかったはずですが。それをせず、あくまで国内独自の競技形式に執着したことが結局、旧国体登攀競技そ

のものの終焉に結びついたのではないのでしょうか。

現在のリード、ボルダーの両競技種目についても、確かに国内大会では IFSC ルールに 100% 準拠するのが難しい場合があるのは事実です。どうしても独自のルールを導入しなければならないことはあるでしょう。たとえそうであっても、それは最小限にとどめるべきです。

一般の競技には、ヒエラルキーがあります。地方大会の上に全国大会が、その先に国際大会があつて、頂点に例えばオリンピックがある、と言う図式であり、そうしたヒエラルキーが成り立つ以上、それらの競技は全て一貫性のあるルールによっておこなわれるのが当たり前です。逆に言うと社会一般の見方として、競技にはそうしたヒエラルキーが期待され、その運営についても統一されたルールによる一貫性を期待されるのです。クライミング競技を孤児にしないためには、どのように小さな大会であっても、IFSC ルールに可能な限り準拠する、という姿勢が必要なのです。

IFSC ルールの構成

目次を見ると IFSC ルールには、「付録」を含め全部で 16 のセクションがあります。

- 1 国際スポーツクライミング連盟
- 2 加盟団体
- 3 総則
- 4 罰則規定
- 5 アンチ・ドーピング
- 6 リード
- 7 ボルダリング
- 8 スピード
- 9 チーム・スピード
- 10 スピード世界記録
- 11 ワールドカップ・シリーズ
- 12 世界選手権大会
- 13 世界ユース選手権大会
- 14 ワールドパラクライミングカップシリーズ/パラクライミング世界選手権/ワールドパラクライミングマスター大会
- 15 複合競技会とオリンピック
- 16 スピード（クラシックフォーマット）

それぞれのセクションの内容は大体、上にあげた表題からお分かりいただけると思います。

1 は IFSC そのものについての概論的な規定、2 は IFSC に加盟する各国の競技団体の「権利と義務」の規定といえは話が早いでしょうか。

一般に言う「競技ルール」にあたる部分は、「3 総則」から後になります。「11 ワールドカップ・シリーズ」から「15 複合競技会とオリンピック」までは、IFSC の公認する各国際大会に固有のことがらを規定してあります（16 のスピード（クラシック・フォーマット）はパラクライミング大会でのスピード競技のルールという位置づけです）。これらは国際大会に選手や監督として出かけていく方、また国際大会の中核スタッフとして働く方には必須ですが、国内の競技会に限った場合には参考までに目を通していただければ良い内容です。

「5 アンチ・ドーピング」は IFSC のアンチ・ドーピングに対する基本的な対応を述べてあるのみで、細かい具体的なことがらは別文書になります。以下の URL にリンクがあります。

<http://newsletter.ifsc-climbing.org/index.php/about-ifsc/anti-doping>

これらの全てを理解できているのがもちろん理想ですが、国内大会では余分なことがらもたくさんあります。またスピード競技はまだ広く行なわれているとは言えない状況で、罰則規定も国内大会にそのまま適用されるものではありません。そうすると国内で審判を務める場合にきちんと理解しておくべき事柄は、3 総則、6 リード、7 ボルダリングで、あとは必要な部分のみ頭に入れておけば良いということになります。

第 1 部 競技の管理

「本題」となるテクニカル・ルールに入る前に、他のセクションの中で必要と思われる部分を拾い読みしておきましょう。セクション 1 「国際スポーツクライミング連盟 (IFSC)」は、その表題からわかるように、クライミング競技の国際大会を主管する組織としての IFSC の主管する大会、権限、活動などを規定しています。

IFSC による国際大会

1.3.3 国際クライミング競技会の中で IFSC の公認が必要なものは以下の通り。

ワールドカップ・シリーズ (The World Cup series)

世界選手権 (The World Championship)

世界ユース選手権 (World Youth Championships)

IFSC が公認する国際大会はこの 3 つ (3 種類) です。

ワールドカップ・シリーズ

クライミング競技のワールドカップは世界の各地を転戦して開催され、ひとつひとつの大会で個人順位が出ます。その成績に応じて、ポイントが与えられ、その合計で年間順位を決定します。

世界選手権

2 年に 1 度、偶数年に開催されます。2011 年までは奇数年開催でした。それがオリンピックの開催年に合わせるためか、2012 年から偶数年に変更になり、再度 2020 と同年開催を避けて奇数年になるようです。

世界ユース選手権

毎年開催される 14 歳から 19 歳までの選手を対象とした大会です。

2010 年まではこの他に大陸別の選手権大会、ユース選手権大会がありましたが、これらは 2011 年から各大陸の連盟に移管されましたので、この規則からは削除されました。

また、付録に障害者大会に関する規定がありますが、それについての記述は、まだここにはありません。

IFSC が派遣する役員

IFSC による各国際大会には IFSC から 4 人の役員が派遣されて大会を仕切ります。この名称は覚えておいて下さい。これらはこの後のセクションでその権限、役割に関係してたびたび言及されますので、これらの役割がどのようなものであるかを、理解しておく必要があります。

1.4 IFSC 競技会役員

1.4.1 IFSC は IFSC が公認する各競技会において、以下の役員を公式に指名することができる。

ジュリー・プレジデント

ジュリー・プレジデントは競技エリア (3.3 に規定) について全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも適用される。ジュリー・プレジデントの全面的な権

限は、競技の進行に関する全ての面に及ぶ。ジュリー・プレジデントは IFSC 役員全てのミーティング、さらに競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングを主宰する。ジュリー・プレジデントは通常、審判業務につくことはないが、どのような場合であれ必要と判断されれば、一般に IFSC ジャッジ、あるいはその他のジャッジが担当する判定業務に就くことができる。ジュリー・プレジデントは競技会の開始に先立ち、審判を務める全てのナショナル・ジャッジに、IFSC の規則の適用について説明する責任を持つ。ジュリー・プレジデントはテクニカル・デリゲイトとともに抗議審判団を構成する。ジュリー・プレジデントは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC ジャッジ

IFSC ジャッジは IFSC が指名したインターナショナル・ジャッジで、ジュリー・プレジデントを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。IFSC ジャッジは追加指名されることがある。IFSC はまた、IFSC ジャッジの補助を行う養成課程の最終的な実習段階にあるアスピラン・ジャッジを指名することができる。IFSC ジャッジは、競技順及び成績の一覧の発表の告知、抗議、及び競技会のプログラムに関するあらゆる重大な変更の責任を負う。

IFSC ジャッジは大会主催者または加盟連盟/協会の指名したナショナル・ジャッジ（ルート・ジャッジまたはボルダー・ジャッジ）の補佐を受ける。ナショナル・ジャッジの主な役割は、ルートとボルダーにおける選手の成績を、それぞれ判定することである。ナショナル・ジャッジは国際資格、または国内資格を保有していなければならない。ナショナル・ジャッジは専用のルールと、IFSC が公認する競技会に関する諸規定を熟知し、IFSC ジャッジの指示の元でその任を務める。IFSC ジャッジは、原裁定にジュリー・プレジデントが関わっている場合、テクニカル・デリゲイトとともに抗議審判団を構成する。

チーフ・ルートセッター

チーフ・ルートセッターは、主催者の指名したルートセッター・チームのメンバーと、競技会に先立ち、ルート設定とメンテナンスに関する全ての問題——それぞれのルートやボルダー・ボルダーのデザイン、ホールドとプロテクションその他の器具類を IFSC の規定に照らして設置すること、ルート及びボルダーの補修とクリーニング、ウォームアップ設備のデザイン、設置、メンテナンスを含めて——を計画し調整するために打ち合わせをしなければならない。チーフ・ルートセッターは、競技会のそれぞれのルートやボルダーの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、ジュリー・プレジデントに助言をおこない、リード・ルートにおけるルート図の作成を補助し、ビデオカメラの設置場所の決定について、ジャッジに助言をおこなう。チーフ・ルートセッターは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・チーフ・ルートセッターについての詳細な報告の提出を要求される。

IFSC デリゲイト

IFSC デリゲイトは、競技会開催中の IFSC に関係した大会運営上の諸事項を担当する。競技会主催者の用意した設備とサービス（選手その他の受付登録、成績判定とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が IFSC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。IFSC デリゲイトは抗議審査団の構成員であり、競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ジュリー・プレジデントが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、IFSC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてジュリー・プレジデントの代理を務める。特別な場合において IFSC デリゲイトは、例えば競技会の形式を変更するような緊急措置の適用を決定する権限を有する。

これらの措置は、IFSCにより別途定められる。また、IFSC デリゲイトは競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

IFSC デリゲイトが指名されていない大会、また IFSC デリゲイトが不在の場合にはジュリー・プレジデントが IFSC デリゲイトの職務を代行する。

ジュリー・プレジデント

国体などの国内の大会で言えば、競技委員長と審判長を合わせたような役割になります。競技会全体の統括責任者であり、最高権力者と言って良いでしょう。ほとんど全てのことがらの最終的な決定権は、ジュリー・プレジデントにあります。その権限には、ルールの 3.3.2 にあるように競技の進行を中断／再開させる、場合によっては中止する、と言った場合の判断と決定、また観客であれ役員であれ、競技の安全な進行に支障のある者を会場から退去させたり、役員から外すと言ったことまで含まれています。

IFSC ジャッジ

国体の主任審判にあたります。ジュリー・プレジデントは通常は直接の審判はおこなわず、この IFSC ジャッジが現場の審判活動の責任者となります。

以前はカテゴリー（国際大会で「カテゴリー」と言った場合は、男女の性別の分類を指します）ごとに 1 名で、名称もカテゴリー・ジャッジでした。現在では 1 大会に一人です。これは大会を主催する国の負担（こうした IFSC 役員の交通費、滞在費は開催国持ちです）の軽減とすることがあるのかもしれませんが。

チーフ・ルートセッター

ルート及びクライミングウォールに関する最高責任者で、以前はインターナショナル・フォアランナーの名称でした。本来のフォアランナーの役目は、fore=事前に runner=走る（ルートを登る）者と言うことで、そのルートが大会に適した難度を持つか、安全性などに問題は無いか、を確認することにあります。またフラッシュで競技をおこなう場合に、デモンストレーションをおこなう役目もフォアランナーです。

つまりフォアランナーは、実際にルートを作る必要は無いわけです。確かにルートを作るセッターとは別の人間が、そのルートの内容を検証した方が客観的な評価が可能ですから、理想的にはルートセッターとフォアランナーは分けた方が良いでしょう。それゆえ、IFSC からの派遣役員としては「フォアランナー」だったのだと思います。

しかし現実にはインターナショナル・フォアランナーがセッターチームのリーダーとして働くことがほとんどであり、言葉としてわかりやすいのはどちらか？ということでチーフ・ルートセッターに落ち着いた、というようなことではないでしょうか。

ちなみにリード競技で記録判定に使用するルート図は、日本では伝統的(?)にルートセッターが作成していますが、他国ではジャッジが作成します。ルートセッターはあくまで、それを補助するにとどまります。

IFSC デリゲイト

直訳すれば、「IFSC 代理人」です。大雑把に言うと、大会運営のお目付け役でありジュリー・プレジデントの補佐役で、両者は互いに相手の業務を代行できますので同格の立場と考えられます。位置づけとしては、国体の中央総務が（本来は）それに近い役割なのだと思います（実態はかなり違いますが）。なおルール中でこのデリゲイトについては、「IFSC デリゲイト」と「テクニカル・デリゲイト」の二つの呼称が混在しています。

次のセクション 2 の「加盟団体」では、IFSC に加盟する団体（日本では日山協）が負う義務、そして IFSC の主管／

公認する国際競技会に自国の選手を参加させるための手続きの概要などが規定されています。これも、国際大会に出場する選手は、一度は目を通しておいて欲しいところです。ただ国内での審判業務に直接関わると言う話ではありません。

式典

- 11.9.1 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、全ての選手は開会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。
- 11.9.2 競技会の最後に、決勝終了後ただちにおこなわれる表彰式は、こうした式典に関する IOC の覚え書きに従っておこなわねばならない。国歌演奏と国旗掲揚は IFSC の選手権大会およびワールドカップ大会において必須である。
- 11.9.3 ジュリー・プレジデントの特別な許可がない限り、各カテゴリーの上位3位までの決勝出場選手は表彰式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はセクション4（罰則規定）に従って制裁の対象となる。

式典関係の規定は各競技会のところにあります。条項の番号はワールドカップのものですが、どの大会でもこの内容は共通です。

以前は開会式がないことも多かったのですが、やはりオリンピック採用を目指す運動の中で、大会としての体裁を整えることが要求され、今では「全ての選手は開会式に出席しなければならない」とルールに明記されていますし、国歌の演奏、国旗の掲揚も表彰式の要件としてあがるようになってきました。

さてそれではいよいよ競技規則そのものと言える内容に入っていきます。国体競技規則もそうですが、各種目に共通することがらをまず「総則」で規定し、各種目に固有の事柄を「リード」、「ボルダリング」、「スピード」の各セクションに定めています。

なお2012年の改定版から、従来は総則で規定されていた各種目で共通のことがらの多くが、それぞれの種目のルールの中に個別に記述されるようになりました。各種目のルールが独立してそれ自体で完結するように、という意図なのかもしれませんが、全体としては冗長な印象になっています。

3 総則

3.1 種目

- 3.1.1 国際クライミング競技会は以下の種目からなる：
- i. リード：登攀対象（以下「ルート」）を、選手は確保支点にクリップしながら（「リード」で）登る。ルートのラインに沿った獲得高度で選手の順位を決定する。
 - ii. ボルダリング：短い登攀対象（以下「ボルダー」）を、選手はロープを使わず着地マットで安全確保して登る。完登したボルダー数で選手の順位を決定する。
 - iii. スピード：登攀対象は備え付けの（「トップロープ」にした）ロープで登られる。完登に要した時間で選手の順位を決定する。

総則の最初の3.1.1には、クライミング競技の国際競技会で実施されている3種目が定義されています。これを見ると、「リード」、「ボルダリング」、「スピード」の各種目が2つの要素で区別されていることがわかります。

そのひとつは安全確保の方法であり、もうひとつは順位付けの基準です。すなわち「リード」は文字通りリードで登って／どこまで登れたかを競う競技、ボルダリングはロープを使わずマットで安全確保して／完登できた課題数を競う競

技、「スピード」は**トップロープで／完登するまでの時間を競う競技**、とすることです。

この 2 つの要素はセットであり、切り離すことはできません。例えばボルダリングでトップロープを使用することはできません——もしトップロープでなければ安全が確保できないとしたら、それはルートの作り方が間違っているのです。もしそうならルートを作り直さなければなりません。ただし例外的に障害者クライミングでは、現状ではトップロープで登るのに「リード」という表現が使われています。これは本来なら、リードの古い呼び名である「ディフィカルティ」の方がふさわしいでしょう。

競技ルールで使われる、知っておくべき言葉がふたつありますので、ここで説明しておきます。

まず「**アテンプト**」です。これは「狭い意味で選手が競技をおこなうこと」です。日本語にしにくいので、原語をカタカナ表記しています。アテンプト中は、選手は登っていますから選手の身体の全て地面から離れ、クライミングウォールとホールドやハリボテなど、選手が登るために使って良いとされているものだけに触れた状態にあります。墜落してロープにぶら下がったり、ボルダリングでは地面に戻ったり、または使用してはならないエッジなどを掴んだりしたら、アテンプトは終了になります。

これに関連して、「**レジティメイト・ポジション**」という言葉もあります。これは「選手が何の違反も無くアテンプトをおこなっている状態」を意味しています。こちらもアテンプト以上に日本語にならないので、カタカナ表記です。

3.2 安全性

責任

- | |
|---|
| <p>3.2.1 競技会主催者は、競技エリア、競技会場の公共部分と、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全の確保について責任を負わなければならない。</p> <p>3.2.2 各選手には、その競技中に身につける用具と衣服について全面的に責任があるとみなされねばならない。</p> <p>3.2.3 ジュリー・プレジデントは、競技エリアの安全性にいかなるものであれ疑問がある場合、チーフ・ルートセッターとの協議の上、競技会のいかなる段階にせよ、その開始や継続の不許可も含めた決定をおこなう全面的な権限を有する。役員であれ、それ以外の者であれ、ジュリー・プレジデントによって安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された者は全て、即座にその役目を解かれ、また競技エリアから退去させられる。</p> |
|---|

クライミングが高いところに登るものである以上、危険はつきものです。個人のクライミングであれば「自己責任」で済んでしまう話も、競技会となるとそうはいきません。主催者には参加する選手の安全を保証する義務があります。

続いて、安全に対する選手及びジュリー・プレジデントの責任の範囲が規定されています。競技会の最高責任者はジュリー・プレジデントですから、安全確保においてもジュリー・プレジデントには強力な権限が与えられます。それを規定したのが 3.2.3 です。競技の安全確保上妨げになる、あるいはその可能性のある人間の会場外への退去もその権限の内です。

国内でも実例があります。ある大会で、某放送局の撮影スタッフが、壁の終了点に登って上から映像を撮りたい、と申し入れてきました。その時の審判長は安全上それを認めませんでした。その撮影スタッフは勝手に壁の上に乗って撮影をおこないました。それに気づいた審判長は、ただちにその撮影スタッフを下におろし、会場外への退去と取材の禁止を命じました。

用具

3.2.4 国際クライミング競技会で使用される全ての専用用具は、IFSCにより、もしくは特殊な場合はIFSCから与えられた権限に基づいてジュリー・プレジデントにより指定されたものを除き、関連するEN規格（もしくはそれと同様でそれに相当する国際規格）に準拠していなければならない。この規則の発行時の当該規格は以下のとおり：

国際クライミング競技会で使用される専用用具の適用規格

用具	GEN 規格
確保器（ロッキング型）	EN15151-1 (Draft)
確保器（手動型）	EN15151-2 (Draft)
ハーネス	EN12277:2007 (Type C)
クライミングホールド	EN12572-3:2008
クライミングロープ	EN892:2004
クライミング用構築物	EN12572-1:2008, EN12572-2:2008
安全環付カラビナ（スクリュージェイト）	EN12275:1998 (Type H)
安全環付カラビナ（セルフロッキング）	EN12275:1998 (Type H)
クィックドロ/テープスリング	EN566:2007
クィックドロ/連結具（カラビナ）	EN12275:1998 (Type B, Type D)
クィックドロ/連結具（クィック・リンク）	EN12275:1998 (Type Q)

3.2.4 では、安全確保に関わる器具、用具はIFSC（またはその権限を代行するジュリー・プレジデント）が指定したものを除きEN規格、または相当する国際規格に準拠したものであることを要求しています。EN規格はヨーロッパの統一規格で、ヨーロッパ全体で定めたJISのようなものです。

こうした用具の規格として、国内では通産省のSGマークがクライミング用具に適用されていましたが、現在ではほとんど廃止され適用外となっています。このため国産のハーネスなどのクライミング用品は、UIAA規格を通すにはコストがかさむため、独自に強度試験をおこなってその証明書を添付して販売しています。しかしこうした自主検査による保証は、先の規定では使えないことになります。

こうしたケースを考えて、逃げ道が用意してあります。それが「特殊な場合はIFSCから与えられた権限に基づいてジュリー・プレジデントにより指定されたもの」なら使用を認めるという一文です。

医療担当者

3.2.5 ジュリー・プレジデントは、適切な資格のある医師（競技会専属医師）が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機していることを確認しなければならない。競技会専属医師はアイソレーションまたはウォーミングアップ用ウォールのオープン予定時刻から、その競技会のすべてのラウンドの最後の選手の競技が終わるまで、駐在しなければならない。

国際大会では、「資格のある医師」を待機させることが求められています。国体などを除き国内大会ではなかなかそこまで難しいと思いますが、知り合いの医師や看護師がいる場合は頼んできてもらうとよいでしょう。

ある海外のボルダリングの国際大会では、骨折者が多数でたため、最後には救急車が会場前に待機していました。国体でも、ボルダリングの導入以後、負傷者が毎年のように出ています。ボルダリング競技ではマットが適切でないと、すぐに負傷者がでるので要注意です。

3.2.6 負傷、その他の病気など、どのような理由であれ、選手が競技に耐える状態ないと信ずる場合、 Jury・プレジデントは競技会専属医師に、以下の身体テストをおこない、選手の状態を検査するよう依頼することができる：

- i. 足：選手が連続して5回、それぞれの足で片足跳びをおこなう。
- ii. 腕：選手が連続して5回、両手で腕立て伏せをおこなう。
- iii. 出血：選手は、血液がホールドに付着することがないように止血していることを確認しなければならない。傷口に（テープを貼ったのち）白布をあてがって血がにじみ出ることがあってはならない。

この検査の結果の後、その選手は競技に適した状態ではないと競技会専属医師が判断した場合、 Jury・プレジデントは当該選手の競技参加を中止させねばならない。その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態であると判断すれば、 Jury・プレジデントはその選手の競技を許可することができる。

選手の状態の確認法が規定されています。こんな検査で良いのか？という気もしますが、確かにこれができなければ登ることもできないでしょう。この検査は医師がおこない、その結果をもとに Jury・プレジデントが選手の競技参加の可/不可を決定します。

問題はこれに続く文言です。「その後、当該選手が回復したと言う確証があれば、彼/彼女は所定の再検査を要求できる。検査の結果に従い、競技会専属医師は選手が競技に適した状態であると判断すれば、 Jury・プレジデントはその選手の競技を許可することができる」とありますが、リード予選のフラッシングの場合は別として、選手をアイソレートするラウンドであれば、選手はアイソレーションに居続けられない限り回復しても競技に復帰はできないはずで

ここで、身体の状態が悪いのに、十分な処置が受けられるとは言えないアイソレーションに留まることを選手が望んだらどうするか？という問題が生じます。そうした時には医師の判断を仰ぐしかないと思われ

3.2.7 いかなる場合も、選手からの要求によって、特別な措置（たとえばボルダーの上からはしごで地面に降りる、など）を用意することがあってはならない。

特定の選手に他の選手とは異なる特例を認めてはいけない、という意味でしょう。あくまで全ての選手を平等に扱う、ということです。これは、リードの出だしでのスポッティングでも考えられます。選手によってスポッティングがいつたりつかなくなったり、と言うのは問題になります。つけるなら全員につけるし、つけなければ全員につけません。

3.3 競技エリア

ここで言う競技エリアは、規定されているように一般の人が立ち入ることを禁じられる場所と考えて下さい。競技会の運営にたずさわる役員、選手、監督やトレーナーと言った選手団役員のみが立ち入ることができます。

概説

3.3.1 競技エリアとは以下を包括したものである：

- i. アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリア
- ii. トランジット・ゾーン
- iii. コール・ゾーン

iv. 一つ以上の競技ゾーン

これらと一般に開放されたエリアとの間は、明確に区切られていなければならない。

3.3.2 競技ゾーンはクライミングウォール、そしてクライミングウォール直近の前方及びそれに隣接したエリア、競技の安全かつ公正な進行のために特に割り当てられた他のエリア——ビデオの記録/再生に必要なエリアなどの付随的なエリア——を包括する。

3.3.3 喫煙は指定された場所——通常はアイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアの出入り口に隣接し、コール・ゾーンや競技ゾーンに含まれたり近接していたりしない場所となる——でのみ認められる。指定された喫煙所は、アイソレーション・ゾーンの一部として扱われ、アイソレーション規定が適用される。

3.3.4 いかなる選手も選手団役員も競技エリア内にある間は、いかなる電子通信機器も、ジュリー・プレジデントの許可なく所持または使用することは認められない。

オンサイトの場合、選手と選手団役員は受付後に隔離されます。この隔離状態がアイソレーション、そのための場所がアイソレーション・エリア（ゾーンやルームという表現をすることがあります）で、これを略してアイソレーション（さらに縮めてアイソ）と言うことが多いです。

単純に「アイソレーション」と言う場合は選手の待機場所ですが、そこだけが外部との接触/連絡を禁じられているのではなく、競技を終えるまでの間＝競技ゾーンにある間、選手も選手団役員も外部との一切の連絡が禁じられます。従って 3.3.4 にあるように、「ジュリー・プレジデントの許可した機器を除いて、いかなる電子通信機器も所持または使用することは認められ」ません。

以前はこの禁止物品は、ある程度細かく品名が規定されていました（携帯電話……etiii。しかし通信技術の発展とともに禁止物品の数は増えていきます。それを一つ一つ挙げていったら、ルールブックがいたずらに厚くなるだけです。上記のように「電子通信機器」と一括して表現しています。

またこうした電子機器の多機能化のため、ちょっとしたものが通信機能を持つようになっていきます。選手側も日常使っている電子機器について、大会用に通信機能を持たないものを別途用意する必要が出てきています。将来的には通信機能を持たないものを探す方が大変になるかもしれません（と言うより多分なるでしょう）。そうなったらアイソレーションそのものを、電波を遮断するようにするしかなくなるのでしょうか？

このアイソレーションの違反は、選手の違反行為の中でも罰則の重いもので、一発でレッドカード＝失格です。それだけ「オンサイト」という概念が競技会で重要視されているということです。

喫煙場所のことが数年前から規定に加わりました。アイソレーションの出入り口に近接して喫煙場所を定めると言うことですので、アイソレーション自体は禁煙と解釈して良いでしょう。

競技エリアへの立ち入り

3.3.5 以下の者のみが競技エリアへの立ち入りを認められる：

- i. IFSC 役員
- ii. 主催者役員
- iii. 当該ラウンドに参加資格のある選手（ジュリー・プレジデントまたはその代行者の指示を受けた者）
- iv. 公認された、選手団の役員（アイソレーション・ゾーン/ウォームアップ・エリアのみ）
- v. ジュリー・プレジデントが特に認めた者。この場合、これらの者は競技エリアにいる間を通して、競技エリアの守秘性を保ち、不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。

3.3.6 動物はパラクライミングの視覚障害部門の選手の盲導犬を除き、アイソレーション・ゾーンに入ることがで

きない。ただしジュリー・プレジデントが認めた場合はこの限りではない。

3.3.7 これらの規則に従わなかった場合、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

アイソレーションも含め、競技エリアには選手と公認の選手団関係者、そして大会役員以外は入ることができません。v に規定されているのは、選手の取材に来ているマスコミ関係者などへの対応です。

動物（ペット）もジュリー・プレジデントの許可がなければアイソレーションに入れ（持ち込め）ません。実際に連れ込んだ選手がいて、他の選手とトラブルになったためにできた規定と聞いています。2017 年の改訂で例外として盲導犬の扱いが加わりました。

3.4 衣類と用具

選手の使用する用具とユニフォームの規定です。クライミング用具のハーネスについては先の 3.2.4 に従って、CE 認証が必要です。

専用用具

- 3.4.1 選手の使用する全ての専用用具は、IFSC が別途指定した場合を除き、3.2.4 に定める適用規格に準拠したものでなければならない。
- 3.4.2 選手のチョークバッグ及びヘルメットの使用は随意である。ルートまたはボルダーでのアテンプト中、選手はチョーク（粉末、液状）のみを手につけることができる。
- 3.4.3 競技会主催者から提供される公式の競技順ゼッケンは、上衣の背中側にはっきり見えるようにつけなければならない。競技順ゼッケンは IFSC 主催者ハンドブックに示される大きさを越えてはならない。競技会主催者は、加えて選手のズボンの脚の部分に競技順ゼッケンをつけさせることができる。

以前はチョークに加えてポフ（粉末状の松脂 フランスのフォンテーヌブローなどで古くから使われていた）の使用を、ジュリー・プレジデントの判断で認めると言うことになっていましたが、今はチョークのみです。液体チョークも認められており、その成分（松脂の含有量など）に関する言及はありませんので、どんなものでも現状では使用可能です。

3.4.3 によれば、ゼッケンは「競技順ゼッケン」となっています。これは予選の競技順で、これが選手 ID になるようです。準決勝以降も予選と同じ競技順を使います。

選手団ユニフォーム

- 3.4.4. 各公式の式典及びミーティング（IFSC 及び主催国によっておこなわれるインタビュー、記者会見を含む）に、その所属する選手団を代表して出席する選手と役員は、そのチームのユニフォーム——以下のついた長袖の上衣を含む——を着用しなければならない。
 - i. 国名または IOC の 3 文字コード
 - ii. 任意で所属競技団体のロゴ
 - iii. 国旗の表示
- 3.4.5. その所属する選手団を代表する選手は、登る際にそのチームの以下からなるユニフォームを着用しなければならない。
 - i. ユニフォームの上衣（長袖、半袖を問わず各国のスポーツカラーまたは、同様に他国と区別しうる色、デザインであること）。この上衣にはまた以下のものを表示すること：
 - i) 所属競技団体のロゴ；
 - ii) 国旗の表示

- iii) 上衣の背面または脇に、対比的な色を用いて国名または IOC の 3 文字コード
 - ii. [適用せず]
- 3.4.6 ユニフォームの色とデザインは、男女の各カテゴリーで異なっていてよい。選手は登る際に、ユニフォームの上衣/レグウェアの特定のデザインのもの（ズボンの長短など）を任意で着用してよい。

広告

- 3.4.7 あらゆる用具、衣類は以下の広告規定に従うものとする：
- i. ヘッドウェア：製造者／スポンサーのラベルのサイズ上限は、合計で 18 平方センチとする。
 - ii. チームユニフォームの上衣とレグウェア：スポンサーのラベル合計 300 平方センチ以内。文字または形象による製造者のロゴ（名称や何らかの文は含まず）は、幅 5cm 以内で細長い形の装飾的な「デザインマーク」で、単一または連続するもの。デザインマークは過度に目立ったり、衣類の外観上見苦しくない限り、下記のいずれかの位置に表示することができる。
 - i) 袖の一番下に袖に対して横切るように
 - ii) 袖の外側の縫い目の部分
 - iii) 衣類の外側の縫い目に沿って
 - iii. チョークバッグ：製造者の名称またはロゴ、及びスポンサーのラベル——合計 100 平方センチ以内
 - iv. 靴とソックス：製造者の名称またはロゴのみ
- タトゥーなど選手の身体に直接表示されたいかなる広告用の名称、ロゴも、上記にそれぞれ規定された身体部分のサイズ上限に含めて計算するものとする。

国体のユニフォーム規定も、基本的にはこれを参考に作られています。国体の性格上むしろ厳しくなっています。こうした広告やロゴのサイズは衣服だけでなく、刺青などのように選手の身体に直接表示されるものも含めて規制されています。

規則への違反

- 3.4.8 認められていない用具、結び方、衣類の使用、またはそれらの認められていない改造、及びこれらの規程に対する違反は、選手はセクション 4（罰則規定）にしたがって罰則が適用される。

3.5 壁のメンテナンス

クライミングウォールのトラブルの際にクライミングウォールの状態を確認し、競技を続行できるか否かを**確認するのはチーフ・ルートセッター**の役目です。ここでは「保守チーム」と言っていますが、セッターチームがこれも担当するのが通例です。

- 3.5.1 チーフ・ルートセッターは競技会の各ラウンドを通じて、IFSC ジャッジからの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。安全性は、常に最優先されねばならない。

3.5.2 は、競技中にホールドが破損し、全く同じ代替ホールドが無かった、というような場合の話です。

- 3.5.2 IFSC ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに補修作業をおこなわねばならない。補修終了後、チーフ・ルートセッターが点検し、ジュリー・プレジデントに対し補修の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し

再スタート（再試合）するかのジュリー・プレジデントの決定は最終的なもので、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない。

例えば、ホールドが破損し同じホールドの予備が無い場合、類似したホールドで代用することになります。こうした場合に、代用のホールドを使用した結果、ムーブもグレードも同じであることをチーフ・ルートセッターが確認します。そして、その報告を受けてジュリー・プレジデントが最終判断をおこなうわけです。

この決定に対する抗議は認められません。既に競技を終えた選手が、前より易しくなっていると主張しても、あるいはこれから競技する選手のチーム・マネージャーが前より難しくなったと言っても、それは受け付けられないということです。全く同じではないのですから多少の差違はあるので、もしそれに対する抗議を受け付けられれば収拾がつかなくなってしまうと言うことです。

余談ですが、もしチーフ・ルートセッター自身の正直な判断として、どうしても手持ちのホールドでは同じムーブやグレードにならないとしたら？大会を中断するというのは大変なことです。特にワールドカップのような国際大会になると、スポンサーとの関係など色々な問題があります。そうすると、多少の違いは目をつぶってしまうということになるでしょう。

3.6 記録と順位

ここでは、IFSC が公認する国際大会で作成される順位、記録が規定されています。

3.6.1 IFSC は以下の確定順位を公表する。

- i. ワールドカップ・ランキング
- ii. 世界ランキング (WR)

ワールドカップ・ランキングの算出方法は、セクション 11 (ワールドカップ・シリーズ) に定める。

世界ランキングは IFSC が認めた全ての競技会での選手の獲得した成績をもとに、先立つ 12 ヶ月間の順位を計算する。世界ランキングを作成する方法の詳細は、IFSC のウェブサイト公表される。

3.6.2 IFSC はスピード競技の世界記録を公表する。

ワールドカップ・ランキング

計算法は「11.7 ワールドカップ・ランキング」の 11.7.1 から 11.7.5 に規定されています。順位に応じたポイントが選手に付与され、その年間トータルで順位を決めます。

世界ランキング (WR)

ワールドカップや各選手権大会など IFSC の指定した大会の、過去 1 年間の成績をもとに作成されるランキングです。そのため、時によっては日ごとにランキングが変わります。競技順作成の際にも参照されています。

なお、ワールドカップ・ランキングでも WR でも、大会ごとに順位に応じて与えられるポイントが変動します。有力選手がたくさん出場した大会のポイントは高くなり、逆の場合は低くなるように計算法が決められています。このあたりの詳細はルール日本語版に資料として収録した「IFSC WORLD RANKING (WR) について」をご覧ください。

スピード世界記録

スピード競技では、どの大会でも全く同じ仕様の壁、全く同じルートで競技をおこないます。そのため世界記録を出すことができます。

2011 年までは、競技の形式がタイトでなかったため、「レコード・フォーマット」と言う現在のものに近い形式の大会でのみ記録が認定されていましたが、2012 年の改定で完全に形式が一本化され、全ての大会でスピード記録が認定され

るようになりました。

このほか、個人の個々の種目での順位他に、国別の順位、複数種目を含む大会で複数種目に参加した選手の総合順位を出す、ということがそれぞれの大会の規定の中にあります。しかしこれらは現状では「おまけ」的な性格が強いようです。

4 罰則規定

ついでに国際大会での罰則についても、ざっと見ておいて下さい。国内大会ではこれをそのまま使うことはありませんが、基本にある考え方は、国内大会でのトラブルへの対応時に参考になると思います。

4.1 イントロダクション

4.1.1 ジュリー・プレジデントは競技エリア内において、競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

4.2 選手

概説

- 4.2.1 ジュリー・プレジデントと IFSC ジャッジはともに、あらゆる選手団メンバーの競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。
- i. 非公式の口頭での警告。
 - ii. イエローカードの提示による公式な警告。
- 4.2.2 イエローカードまたはレッドカードの提示後、できる限り早い時点で、ジュリー・プレジデントは、以下のことをおこなわねばならない：
- i. 違反についてそして、ジュリー・プレジデントが規則に基づいたそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー（あるいはそれができない場合は本人に直接）に提出する。
 - ii. この陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、IFSC の懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともに IFSC に提出する。

全ての違反に対して、いきなりイエローカードを出すわけではないということです。イエローカードが出るというのは、それなりに悪質である、ないしは選手が確信犯的におこなっていると判断された場合、ということです。

また 4.2.2 にあるように、出した以上は責任もともないです。安易には出せないということです。

イエローカードによる警告

イエローカードに該当する行為の具体的な規定、及びそれを受けた場合の扱いです。

4.2.3 イエローカードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

ジュリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジの指示に関すること

- i. ジュリー・プレジデントまたは IFSC ジャッジからの指示に従わない場合——以下のことがらを含むがこれに限定されるものでない：
 - i) IFSC ジャッジまたはジュリー・プレジデントによるアイソレーション・ゾーンへ戻る指示に対する不当な遅滞

ii) コール・ゾーンから競技エリアに入る指示を受けた後の不当な遅滞

iii) IFSC ジャッジのスタートの指示に対する不服従

用具及び式典に関すること

ii. IFSC の規則に用具と衣服に関する規定に対する不服従

iii. 競技会主催者から供与された競技順ゼッケンの着用に関する不服従

iv. [適用せず]

v. メダル受賞者の表彰式への不参加

vi. 猥褻な、または好ましからざる言動

vii. スポーツにふさわしからぬ行動

viii. これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されている手続きに従っておこなわれねばならない。

4.2.4 同じ人物が 1 回の競技会で 2 枚のイエローカードを受けたら、その人物は当該競技会で失格となる。

4.2.5 同じ人物が同一シーズンに 3 枚のイエローカードを受けた場合は、以下のいずれかとなる：

i. その人物がすでに世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会に登録している場合、その競技会への参加資格を失う。

ii. i が適用できない場合、その人物は世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会の、3 枚目のイエローカードが発行された種目への登録資格を失う。

それぞれのケースにおいて当該チームの参加定員は、それに応じて削減される。

失格

同じくレッドカード=失格の場合。筆頭にアイソレーションに関する違反があげられています。

4.2.6 ジュリー・プレジデントだけが、特定の個人を競技会から失格させる権限を持つ。失格はレッドカードの提示によらねばならない。

4.2.7 以下の規則違反は、レッドカードの提示と当該者の競技会での即時の失格となり、それ以外の制裁は伴わない：

i. アイソレーション規則が適用されている間に、認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。

ii. 認められていない用具の使用。

iii. アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所で、許可無く通信手段を使用した。

iv. これらの決定に対する抗議は、第 2 部の該当するセクションで、これらの規則に指定されている手続きに従っておこなわれねばならない。

4.2.8 以下の規則違反は、レッドカードの提示と、選手のその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

選手または選手団員による競技エリアでの規則違反：

i. 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した場合。ただし、アイソレーション規程の適用されない（すなわちラウンドがフラッシュ形式でおこなわれる）競技ラウンドでは、選手はそのアテンプトの前、そしてアテンプトの間、競技ゾーンの外にいる他のチーム・メンバーから情報提供を受けることができる。

ii. 当該競技会のルールで認められている範囲を越えて情報を収集し、また他の選手に伝えた。

- iii. 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
- iv. ジャッジ、主催者役員、IFSC 役員 の指示に従わなかった。
- v. 選手の衣服に及び用具/装備における広告に関する規定の違反。
- vi. スポーツにふさわしからぬ問題行動、またはその他の重大な競技会の妨害。
- vii. IFSC 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれ他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

違反行為が、競技エリア外であっても、公共の場、競技会場内、あるいは競技に関係して選手や選手団員によって使用されている宿泊場所や施設内でおこなわれた場合：

- viii. スポーツにふさわしくない深刻な問題のある行動、またはその他ののはなはだしい攪乱行為。
 - i) IFS 役員、主催者役員、選手団員（選手を含む）あるいは何人であれ他の人々に対する脅迫的、または礼を失した、あるいは暴力的な言動。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の、以降の手続きは「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」に別途定める。

4.2.8i は、従来は単純に競技ゾーン外の選手などからのルートに関する情報を取得することを禁じるものでしたが、2015 年の改訂で、フラッシュの場合はこの規制が緩和されました。実際フラッシュの場合、選手は競技エリアの内と外を行き来しますので、その間の情報のやり取りを規制すること自体が不可能です。そうであれば、その点をルール上も認めてしまえ、ということでしょう。

4.2.9 ジュリー・プレジデントの指示による競技会期間中の肥満度（BMI）検査を拒否した場合、レッドカードの提示と、選手はその競技会での即時の失格となり、さらに IFSC の懲罰委員会に即時に提訴される。

IFSC の懲罰委員会に提訴された場合の、以降の手続きは「IFSC の懲罰と抗議に関する規則」に別途定める。

4.2.9 は 2014 年の改訂で追加になったものです。この BMI 検査の目的は、無理なダイエットがユース選手の健康に与える影響を考慮したものとのことです。具体的には準決勝進出選手について測定をおこない、そのデータを記録します。特定の大会で、以前の記録に比べ不自然な減少が見られた場合に検査を求めるといったことのようにです。

4.3 選手団役員

4.3.1 選手団役員は選手と同様に見なされ、それに応じた取り扱いを受ける。

4.3.2 イエローカードを受けた選手団役員は、当該大会の期間中、選手団役員のために競技エリア内に確保されたいかなる場所にも入ることはできない。

4.3.3 1 つの選手団の役員に：

- i. 1 大会で 2 枚のイエローカードが発行された場合、そのチームの監督はその大会で失格となる。
- ii. 1 シーズンで 3 枚のイエローカードが発行された場合、同じ種目の世界ランキングにカウントされる次の IFSC 競技会での役員の定員は 1 名減となり、最後に制裁を受けた役員はその大会に登録することができない。

4.4 上記以外の者

4.4.1 ジュリー・プレジデントは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリアからの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

